

警報発表及び避難勧告・避難指示 に伴う臨時休業について（改定）

気象警報又は特別警報発表の際の対応は、次のとおりとする。

午前6時の時点で京丹後市に暴風雪（特別）、洪水、暴風（特別）、津波・大津波、大雨特別警報、大雪特別警報のうち一つ以上が発表されているときは自宅待機とする。

居住する地域に避難勧告・避難指示が発令されている場合は、居住する地域の避難誘導等に従い登校しないこと。

午前6時以後から始業時（午前8時50分）までの時間帯に、上記の警報が発表された場合も同様とする。（ただし、大雨警報、大雪警報は除く）また、京丹後市以外に在住している生徒でその地域に上記警報が発表されている場合は、その地域の生徒のみ自宅待機とする。

午前10時の時点で京丹後市において上記警報が解除されているときは、午後からは平常授業とし、解除されていなければ午後からも臨時休業とする。（京丹後市以外の在住者は、京丹後市及びその地域が警報解除された場合は登校する。）

その他、校長が必要と認めたときは、臨時休業をする場合もある。

（附則）

この規定は、平成31年4月1日より施行する。

※注

- ① 特別警報が発表された場合は、周囲の状況や市町から発表される避難勧告・避難指示等の情報に留意し、ただちに命を守るための行動をとること。
- ② 高潮特別警報と波浪特別警報については、避難準備情報・避難勧告・避難指示の対象となった沿岸地域に居住する生徒を対象とし、上記の臨時休業の規定によるものとする。
- ③ 丹後地域または京都府北部に警報が発表されていても、京丹後市に発表されていないことがあるので注意すること。
- ④ 休日に実施する資格試験や補習、部活動も同様とする。ただし、部活動の公式戦等については別途指示する。
- ⑤ 電話による問い合わせに対応できないので、上記規定についてしっかりと確認をお願いします。

なお、登下校に利用している公共交通機関が不通の場合には、近隣から運行可能な公共交通機関を利用しての登下校の方法も検討してください。